

中部清掃組合

循環型社会形成推進地域計画

東近江市、日野町、竜王町
中部清掃組合

令和元年 1 2 月

令和 2 年 1 2 月 (変更)

令和 3 年 1 2 月 (変更)

令和 4 年 1 2 月 (変更)

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
	(1) 対象地域.....	1
	(2) 計画期間.....	1
	(3) 基本的な方向	1
	(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	4
	(1) 一般廃棄物等の処理の現状	4
	(2) 一般廃棄物等の処理の目標	5
3	施策の内容.....	6
	(1) 発生抑制、再使用の推進.....	6
	(2) 処理体制.....	9
	(3) 処理施設の整備	13
	(4) 施設整備に関する計画支援事業.....	14
	(5) その他の施策	15
4	計画のフォローアップと事後評価.....	16
	(1) 計画のフォローアップ	16
	(2) 事後評価及び計画の見直し	16

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町名： 東近江市、日野町、竜王町

面積： 550.52km²

人口： 147,616人（平成31年（2019年）4月1日現在）

表 1 面積及び人口の内訳

	東近江市	日野町	竜王町	合計
面積(km ²)	388.37	117.60	44.55	550.52
人口(人)	114,186	21,436	11,994	147,616

(2) 計画期間

本計画は、令和2年（2020年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までの7年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

中部清掃組合（以下「本組合」という。）は、1市2町（東近江市、日野町、竜王町）（以下「構成市町」という。）で構成される。

本組合圏域は滋賀県の東部に位置し、西は琵琶湖から、東は三重県との県境である鈴鹿山脈まで、滋賀県の中東部を東西に横断している。東近江市は圏域の約2/3の面積を占める。産業面では、米、野菜等の栽培、肉牛の飼育を中心とした農業が盛んである他、自動車、その他製造産業や大型ショッピングモールも立地している。

事業系ごみについては、いずれの構成市町においても近年発生量が増加傾向にあることから、その発生抑制及び再生利用の推進を図る。

生活系ごみについては、本組合全体としては減少傾向にある。現在構成市町で実施している排出抑制・再資源化策としては、生ごみ処理容器等購入者への補助金交付制度、集団回収・資源分別活動等への補助金交付制度、地域内での資源ごみ分別収集・拠点回収（直接資源化）の奨励、各種啓発活動等があるが、今後の排出状況を鑑みながら、より効果的な発生抑制施策及び資源化の推進を行う。

また、構成市町では、農業の多面的な機能を活かした資源循環サイクル構築への取り組みとして、「菜の花」を栽培し、収穫した種から油をしぼり、学校給食や一般家庭で食用油として使用したあとの廃食油をディーゼル車の燃料として使用する菜の花プロジェクトにより循環型社会の構築を目指している。一方、本組合の中間処理施設（日野清掃センター）では、ごみ焼却の際に発生する熱エネルギーから得られる蒸気による発電を

行い、発電した電気は施設で利用している他、売電を行うなど、エネルギーの有効活用にも努めている。今後も、本組合圏域全域において、地域での資源循環サイクルの構築・維持を目指すとともに、エネルギーの有効利用の観点からも地域貢献を図っていく。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

本組合はごみの広域処理を目的に、昭和46年(1971年)、八日市市、蒲生町、日野町、竜王町、永源寺町の1市4町により設立した、一部事務組合である「中部地域広域市町村圏東部ごみ処理組合」として発足し、その後昭和47年(1972年)に五箇荘町が、昭和49年(1974年)に能登川町が加入し、昭和56年(1981年)、現在の名称に変更した。さらに、平成3年(1991年)に安土町が加入して1市7町へ再編された。平成17、18、22年(2005、2006、2010年)の市町合併により、2市2町(東近江市(愛東・湖東地区除く)、近江八幡市安土町、日野町、竜王町)となった。平成29年(2017年)3月には近江八幡市安土町が脱退し、現在は1市2町となっている。平成31年(2019年)4月から東近江市愛東・湖東地区のごみ搬入が開始された。

滋賀県は、一般廃棄物処理の広域化の推進を図るため、平成11年(1999年)3月に「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」(以下「県広域化計画」という。)を策定し、原則として最低でも焼却能力が100t/日以上の中連続炉が設置できるよう、広域ブロックの区割りを設定している。本組合圏域は当該計画の中で「東近江ブロック」及び「湖東ブロック」に含まれている。

本組合は、県広域化計画を踏まえ、ごみ処理の広域化・集約化等に向け検討し、中間処理施設や最終処分場において、組合圏域から排出される一般廃棄物の適正な処理・処分を行うとともに、構成市町では、ごみの発生・排出抑制や資源等の分別収集及び再資源化に努めてきた。

今後は、地元との協定に基づき令和8年度(2026年度)末に稼働停止を予定している中間処理施設に代わり、組合圏域における安定的なごみ処理体制を維持するため、計画的に新ごみ処理施設(エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設)を整備し、さらなるごみ処理の効率化を図る。また、県広域化計画策定以降の状況の変化や地域の実情等を考慮しつつ、ごみの発生抑制、最終処分量の低減を重視し、中間処理施設及び最終処分場を適切に維持管理・運営しながら、本組合圏域における循環型社会の実現を目指す。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、構成市町を通じて啓発・情報提供を行うとともに、小学校と連携し環境学習を行う。

なお、プラスチック資源は当面の間、可燃ごみとして焼却し熱エネルギーとすることを継続するが、今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

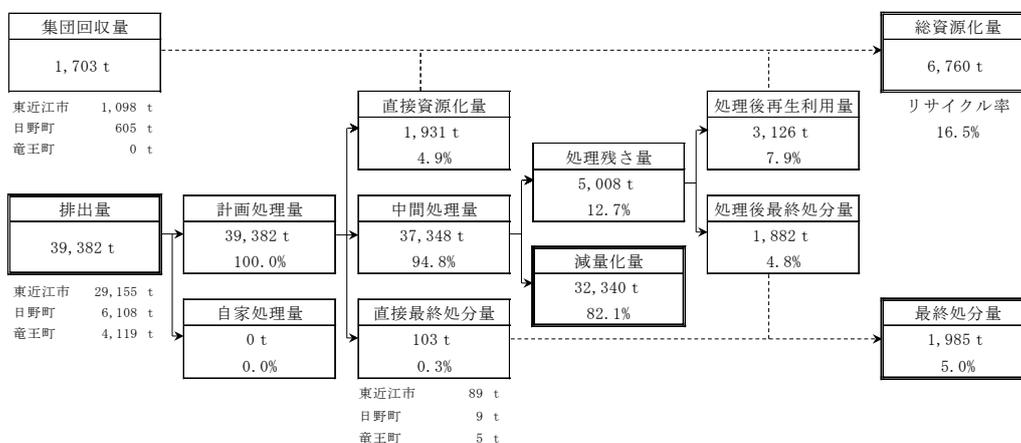
(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 30 年度（2018 年度）の一般廃棄物の処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、41,085 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 6,760 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は 16.5%である。

中間処理による減量化量は 32,340 トンであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね 8 割が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 5.0%に当たる 1,985 トンが埋め立てられている。

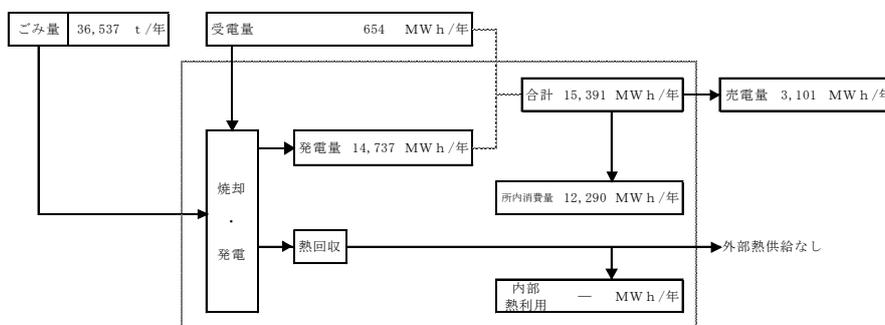
なお、中間処理量のうち、焼却量は 36,537 トンである。



※端数処理の関係で割合や内訳の合計が計算値と一致しない箇所がある

図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 30 年度（2018 年度））

平成 30 年度（2018 年度）の日野清掃センターにおけるエネルギー利用状況は図 2 のとおりである。なお、中間処理量のうち、焼却量は 36,537 トンである。焼却処理に伴って発生する熱エネルギーについては、ボイラ設備を通して熱回収し、発電を行っている。発電量は平成 30 年度（2018 年度）実績で 14,737MWh/年であり、所内使用分等を除く 3,101MWh/年を売電している。



※小数点以下切り捨て表記

図 2 日野清掃センターにおけるエネルギー利用状況（平成 30 年度（2018 年度））

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 2 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。なお、令和 9 年度（2027 年度）に目標を達成した場合の一般廃棄物の処理状況は図 3 のとおりである。

表 2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標・単位		現状 (割合 ^{※1})	目標 (割合 ^{※1})
		(平成30年度)	(令和9年度)
排 出 量	事業系 総排出量	12,165 トン	12,695 トン (4.4%)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	1.85 トン/事業所	1.93 トン/事業所 (4.3%)
	生活系 総排出量	27,217 トン	25,362 トン (-6.8%)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	185.1 kg/人	161.0 kg/人 (-13.0%)
	1人1日当たりの排出量 ^{※4}	507.1 g/人・日	440.0 g/人・日 (-13.2%)
合 計	事業系生活系排出量合計	39,382 トン	38,057 トン (-3.4%)
再生利用量	直接資源化量	1,931 トン (4.9%)	1,943 トン (5.1%)
	総資源化量	6,760 トン (16.5%)	6,790 トン (17.0%)
エネルギー回収量 ^{※5}	発電 発電電力量	14,737 MWh	- MWh
	外部電力供給量	3,101 MWh	- MWh
	熱利用 熱利用量	- GJ	- GJ
	外部熱供給量	- GJ	- GJ
	燃料化 製造量	- トン	- トン
	供給量	- トン	- トン
減 量 化 量	中間処理による減量化量	32,340 トン (82.1%)	31,164 トン (81.9%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	1,985 トン (5.0%)	1,932 トン (5.1%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)
 なお、事業所数については、現状・目標ともに平成26年経済センサス-基礎調査の値を採用する。

※3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)
 (平成30年度人口: 134,813人 (東近江市101,127人、日野町21,590人、竜王町12,096人) ※東近江市愛東・湖東地区を含まない。
 (令和9年度人口: 143,275人 (東近江市108,271人、日野町21,730人、竜王町13,274人) ※東近江市愛東・湖東地区を含む。

※4 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口) / 年間日数

※5 エネルギー回収量の目標値については、今後計画支援事業を進める中で検討する。

《用語の定義》

排出量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量 (集団回収されたごみを除く。) [単位: トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: トン]

減量化量: 中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位: トン]

最終処分量: 埋立処分された量 [単位: トン]

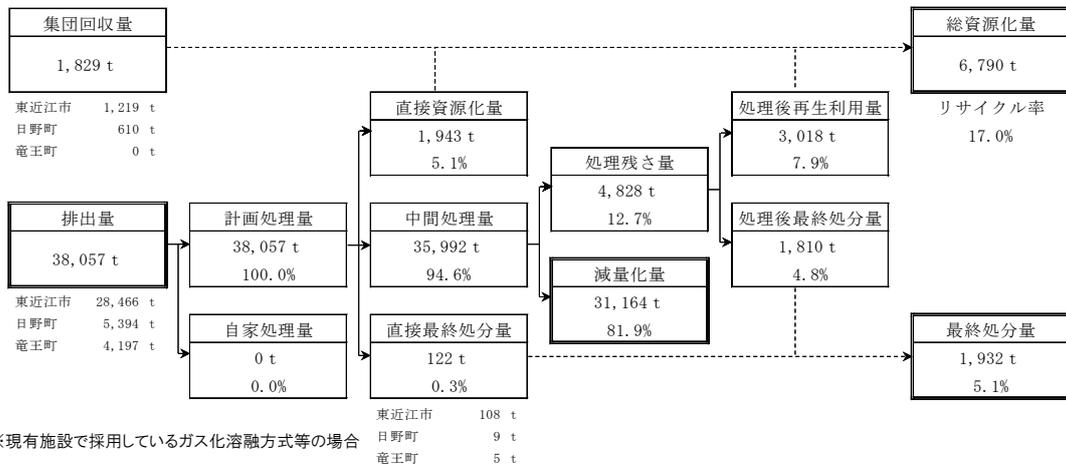


図 3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (令和 9 年度 (2027 年度))

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

生活系ごみについては、全構成市町で本組合が指定する「指定ごみ袋」によるごみの収集を行っている。また、清掃センターへ直接搬入されるごみについては、排出量多段階比例型により処理料金を徴収している。

事業系ごみについては、排出量単純比例型で現有施設への直接搬入方式により処理料金を徴収している。

なお、生活系ごみ・事業系ごみ（許可業者からの搬入を除く）ともに施設へのごみの直接搬入については、事前に自治体による許可書を必要としている。

今後も、現在の方法を基本とし、必要に応じて料金体系等の見直しについても検討する。

イ 環境学習、普及啓発

構成市町は、地域住民、事業者及びNPO等の関係団体と連携しつつ、ごみの減量化、再生利用、ごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに、新たな啓発手法の開発に努める。また、学校や地域社会を対象とした出前講座を継続して実施し、情報発信を行う。

本組合では、環境学習、普及啓発活動の一環として、今後も継続的にごみ処理施設の見学等の受付を行う。

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策

構成市町は、レジ袋の削減に向けたマイバッグの持参、また、ごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組んでもらえるように、地域住民・各商店等への協力を要請していく。

エ ごみ分別の推進

構成市町は、ごみの分別徹底に関して住民への周知・啓発・広報を推進し、ごみの減量化・資源化を継続的に取り組んでいく。

ごみ分別の推進のほか、ごみの減量・資源化施策を統合的に推進していくことで、以下の通り、1人当たりの生活系ごみ量（資源ごみを除く）を削減していくことを目標とする。

組合圏域全域	平成30年度	²⁰¹⁸ (2020) 年度	507g/人・日	から	令和9年度	²⁰²⁷ (2026) 年度	440g/人・日
東近江市	平成30年度	²⁰¹⁸ (2020) 年度	508g/人・日	から	令和9年度	²⁰²⁷ (2026) 年度	440g/人・日
日野町	平成30年度	²⁰¹⁸ (2020) 年度	526g/人・日	から	令和9年度	²⁰²⁷ (2026) 年度	440g/人・日
竜王町	平成30年度	²⁰¹⁸ (2020) 年度	465g/人・日	から	令和9年度	²⁰²⁷ (2026) 年度	440g/人・日

オ 地域・事業者との協働

構成市町は、地域住民やボランティア団体、NPO等による自主的な活動やリサイクル等の取り組みへの支援、事業所等による店頭回収の促進等を通して、さらなる資源物の回収、分別収集の推進を図る。また、地域における資源循環に係る団体・協議会等と連携し、廃棄物減量等に関する協議・検討を積極的に行う。

本組合では、ごみの搬入状況についての情報提供を行い、構成市町との連携強化を図る。

カ 地域住民やNPOに対する助成

現在、構成市町では、生ごみ処理容器等の導入や各種住民団体が行っている集団回収活動への助成を行っている。今後もこれらの活動を活性化するために支援を継続し、必要に応じて補助・助成制度の見直しを行うとともに、地域住民に対する積極的な利用を呼びかけていくものとする。

本組合は必要に応じて支援を行う。

キ 独自資源化施策の継続発展

構成市町は小型家電や生活系廃食油の回収等を独自に行っており、廃食油を燃料化し、ごみ収集車や市内循環バスの燃料として有効利用している。今後もこのような独自資源化を継続し、さらなる廃食油の燃料化に関する検討や、新たな資源化に係る調査・検討等を行うことにより、資源循環システムの発展を図る。

ク 事業系ごみ減量化指導の徹底、資源化のための情報提供

構成市町は、多量の一般廃棄物排出事業者に対して、減量化計画の策定指導を徹底する。また、製造・流通・販売事業者に対して、使い捨て商品製造の自粛、過剰包装の自粛、環境やリサイクルを考えた製品開発等によりごみ排出抑制に努めるよう求めるとともに、事業系ごみの資源化に係る情報提供を行う。

さらに滋賀県による「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」への参加を促す。

ケ 環境物品等の使用促進、使い捨て商品の使用抑制等

本組合と構成市町は、事業活動における事務用品・日用品等の再生品の使用を促進し、使い捨て商品の使用抑制を目指す。

コ 食品ロスの抑制

地域住民に対して、構成市町は、賞味期限・消費期限の正しい理解の促進や食べきりの推進等、食品ロスの削減に係る独自の取組を検討する。

食品関連事業者（製造・流通・外食等）に対して、構成市町が推進している食品廃棄物の発生抑制と減量化、小売店での売り切り、食品廃棄物の飼料・堆肥化による再生利用等について支援を行っていく。

サ 生ごみの減量・排出抑制

地域住民に対して、構成市町は、引き続き生ごみ処理容器等の導入促進、生ごみの水切りの徹底を実施し、生ごみの排出抑制を促進する。

本組合は必要に応じて支援する。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 3 のとおりである。

現状、本組合のごみ処理体制について、可燃ごみ及び可燃性粗大ごみは「日野清掃センター」にて焼却処理し、処理によって発生する資源物（スラグ、鉄、アルミ）を資源化している。

不燃ごみ・不燃性粗大ごみは「能登川清掃センター（粗大ごみ処理施設）」において、破碎・選別の前後で資源物を資源化し、残渣は「日野清掃センター」にて焼却処理している。

ペットボトルは「能登川清掃センター（リサイクルセンター）」に搬入された後、圧縮・減容し、資源物を資源化し、残渣は「日野清掃センター」にて焼却処理している。

白色トレイは「日野清掃センター（リサイクルセンター）」にて梱包・貯留した後、資源化している。

古紙類は「日野清掃センター（リサイクルセンター）」、使用済乾電池・蛍光灯は「能登川清掃センター（ストックヤード）」にて貯留・保管の後、資源化している。また、一部の資源ごみについては、組合施設に搬入せず、構成市町から直接資源回収業者へ引き渡すことによって資源化している。

「日野清掃センター」での処理によって発生する焼却残渣（不適物・飛灰固化物）及び「能登川清掃センター」より搬出されるガレキ類は「安土最終処分場」にて埋立処分している。

現在稼働している「日野清掃センター」は地元（北脇区）との土地賃貸契約書及び協定書に基づき、令和 8 年度（2026 年度）末に稼働停止を予定している。今後は、令和 8 年度（2026 年度）を目途に、新ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設）を整備し、ごみ処理事業を行うため、老朽化した「能登川清掃センター」についても、新ごみ処理施設整備事業の中で整備を行い、稼働停止を予定している。

直近 10 年間（平成 21 年度（2009 年度）～平成 30 年度（2018 年度））のごみ排出状況について、焼却対象ごみ（可燃ごみ・可燃性粗大ごみ）は平成 28 年度まで増加傾向にあったが、近江八幡市安土町が組合を脱退したことから以降減少に転じた。脱退の影響でごみ全体の排出量も減少している。不燃ごみはほぼ横ばい、資源物については、減少傾向にある。また、ごみ排出量原単位では、生活系可燃ごみ原単位は微減している。なお、最終処分量については、平成 25 年度（2013 年度）よりそれまで埋立処分していた破碎不燃物を焼却処理することで減容化したため埋立量は減少し、以降はほぼ横ばいの推移となっている。

本組合は、今後上記の排出状況を鑑みながら、さらに効果的な発生抑制施策及び資源化の推進を行う。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

今後も生活系ごみの分別区分に準じ、収集、処分を行う。

近年事業系ごみは、特に可燃ごみの排出量原単位が増加傾向にあることから、本組合は構成市町とも連携して事業系ごみの減量、処理に関する検討を進めていく。

ウ 今後の処理体制の要点

- ◇ 可燃性廃棄物として焼却される廃棄物については、本組合圏域における資源化率・最終処分率の維持を考慮し、新たに整備する新ごみ処理施設において熱回収を行った上で安定的な処理を行う。
- ◇ 新たに整備するリサイクルセンターにおいては、本組合圏域における循環型社会の実現を図るべく、不燃性廃棄物に関してマテリアルリサイクルを中心に資源化を推進する。

表 3 各市町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後(東近江市・日野町・竜王町) (1/2)

東近江市										排出量 (t)		
八日市地区	永源寺地区	五個荘地区	愛東地区	湖東地区	能登川地区	蒲生地区	処理方法	処理施設等	現状 (平成30年度)	将来 (令和9年度)		
分別区分												
可燃ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ	焼却	日野清掃センター (ごみ処理施設)	17,294	16,072		
不燃ごみ	不燃ごみ	不燃ごみ	不燃ごみ	不燃ごみ	不燃ごみ	不燃ごみ	破碎・選別	能登川清掃センター (粗大ごみ処理施設)	1,438	1,337		
資源ごみ	缶・金属類	缶 [※] ・金属類	缶・金属類	缶・金属類	缶・金属類	缶・金属類	缶 [※] ・金属類	東近江市による資源化	民間施設	1,604	1,707	
	資源びん	資源びん	資源びん	資源びん	資源びん	資源びん	資源びん	東近江市による資源化	民間施設			
	古紙・ 白色トレイ・ 紙パック	古紙	古紙	古紙	古紙	古紙	古紙	古紙	【八日市・五個荘】 貯留 【その他地区】 東近江市による資源化			日野清掃センター (リサイクルセンター) 民間施設
		古布、古着	古布、古着	古布、古着	古布、古着	古布、古着	古布、古着	古布、古着	東近江市による資源化			民間施設
		白色トレイ	白色トレイ	白色トレイ	白色トレイ	白色トレイ	白色トレイ	白色トレイ	【愛東・湖東】 東近江市による資源化 【その他地区】 【梱包・貯留】			日野清掃センター (リサイクルセンター) 民間施設
		紙パック	紙パック	紙パック	紙パック	紙パック	紙パック	紙パック	【五個荘・愛東・湖東】 東近江市による資源化 【その他地区】 貯留			日野清掃センター (リサイクルセンター) 民間施設
		ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル			圧縮・減容 能登川清掃センター (リサイクルセンター)
	使用済乾電池	使用済乾電池	使用済乾電池	使用済乾電池	使用済乾電池	使用済乾電池	使用済乾電池	使用済乾電池	貯留・保管 能登川清掃センター (ストックヤード)			
	使用済蛍光管	使用済蛍光管	使用済蛍光管	使用済蛍光管	使用済蛍光管	使用済蛍光管	使用済蛍光管	使用済蛍光管	貯留・保管 能登川清掃センター (ストックヤード)			
	廃食用油	廃食用油	廃食用油	廃食用油	廃食用油	廃食用油	廃食用油	廃食用油	東近江市による資源化 民間施設			
	家電リサイクル品	家電リサイクル品	家電リサイクル品	家電リサイクル品	家電リサイクル品	家電リサイクル品	家電リサイクル品	家電リサイクル品	貯留・保管 能登川清掃センター (ストックヤード)			
	大型金属	大型金属	大型金属資源	大型金属ごみ	大型金属ごみ	大型金属ごみ	大型金属	大型金属	東近江市による資源化 民間施設			
	粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	可燃性粗大ごみ			焼却
不燃性粗大ごみ		不燃性粗大ごみ	不燃性粗大ごみ	不燃性粗大ごみ	不燃性粗大ごみ	不燃性粗大ごみ	不燃性粗大ごみ	不燃性粗大ごみ	破碎・選別	能登川清掃センター (粗大ごみ処理施設)		

※永源寺地区、蒲生地区においては、スチール缶を不燃ごみとして収集している。
 ※粗大ごみは、東近江市による有料収集が行われている。
 ※東近江市の資源ごみの内「古紙類」の一部については、組合施設での処理の他、市による資源化(組合施設未搬入)も行われている。

表 3 各市町の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後(東近江市・日野町・竜王町) (2 / 2)

日野町					竜王町					
分別区分	処理方法	処理施設等	排出量 (t)		分別区分	処理方法	処理施設等	排出量 (t)		
			現状 (平成30年度)	将来 (令和9年度)				現状 (平成30年度)	将来 (令和9年度)	
可燃ごみ	焼却	日野清掃センター (ごみ処理施設)	3,951	3,337	可燃ごみ	焼却	日野清掃センター (ごみ処理施設)	1,894	1,974	
不燃ごみ	破碎・選別	能登川清掃センター (粗大ごみ処理施設)	193	163	不燃ごみ	破碎・選別	能登川清掃センター (粗大ごみ処理施設)	120	125	
資源(ごみ)	缶・金属類	日野町による資源化	407	338	缶・金属類	竜王町による資源化	民間施設	252	244	
	資源びん	日野町による資源化			資源びん	竜王町による資源化	民間施設			
	古紙	日野町による資源化			古紙	竜王町による資源化	民間施設			
					古着	竜王町による資源化	民間施設			
	白色トレイ	梱包・貯留			日野清掃センター (リサイクルセンター)	白色トレイ	梱包・貯留			日野清掃センター (リサイクルセンター)
	紙パック	貯留			日野清掃センター (リサイクルセンター)	紙パック	竜王町による資源化			民間施設
	ペットボトル	圧縮・減容			能登川清掃センター (リサイクルセンター)	ペットボトル	圧縮・減容			能登川清掃センター (リサイクルセンター)
	使用済乾電池	貯留・保管			能登川清掃センター (ストックヤード)	使用済乾電池	貯留・保管			能登川清掃センター (ストックヤード)
	使用済蛍光灯	貯留・保管			能登川清掃センター (ストックヤード)	使用済蛍光灯	貯留・保管			能登川清掃センター (ストックヤード)
	廃食用油	日野町による資源化			民間施設	廃食用油	竜王町による資源化			民間施設
	家電リサイクル品	貯留・保管			能登川清掃センター (ストックヤード)	家電リサイクル品	貯留・保管			能登川清掃センター (ストックヤード)
	使用済小型家電・自転車	日野町による資源化			民間施設					
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	日野清掃センター (ごみ処理施設)	0	0	可燃性粗大ごみ	焼却	日野清掃センター (ごみ処理施設)	37	39	
	不燃性粗大ごみ	破碎・選別			能登川清掃センター (粗大ごみ処理施設)	不燃性粗大ごみ	破碎・選別			能登川清掃センター (粗大ごみ処理施設)

(3) 処理施設の整備

(2)で示した分別区分及び処理体制で処理を行うため、表 4 のとおり必要な施設整備を行う。

表 4 実施する施設整備事業

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靱化
01	リサイクルセンター (マテリアルリサイクル推進施設)	新ごみ処理施設整備事業	約 10t/日	未定	R7 (2025) ~ R10 (2028) ~ R8 (2026) (全体事業期間 R8 (2026) ~ R11 (2027))	東近江市国土強靱化計画
02	ごみ焼却施設 (エネルギー回収型廃棄物処理施設)	新ごみ処理施設整備事業	約 150t/日	未定	R7 (2025) ~ R10 (2028) ~ R8 (2026) (全体事業期間 R8 (2026) ~ R11 (2027))	東近江市国土強靱化計画

(整備理由)

事業番号 01 エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設を一体で整備し、利便性向上を図るため

事業番号 02 地元との土地賃貸契約書及び協定書に基づき、稼働停止を予定しているため、また、熱エネルギーの積極的回収のため

(4) 施設整備に関する計画支援事業

前頁の施設整備に先立ち、令和4・5年度（~~2022~~2023年度）より表5に示す計画支援事業を行う。

表5 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	事業01,02の 計画支援事業	新ごみ処理施設整備に係る施設整備基本計画	R4（2022）
32		新ごみ処理施設整備に係る測量調査	R4（2022）
33		新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価	R4（2022）～ R7（2025）
34		新ごみ処理施設整備に係る地質調査	R5（2023）
35		新ごみ処理施設整備に係る土壌汚染調査	R5（2023）
36		新ごみ処理施設整備に係る基本設計	R5（2023）
37		新ごみ処理施設整備に係る事業方式検討 （PFI等導入可能性調査）	R5（2023）
38		新ごみ処理施設整備に係る事業者選定	R6（2024）～ R7（2025）
39		既存廃棄物処理施設の 解体工事に係る調査・設計等	R11（2029） 以降予定

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
01 02	新ごみ処理施設整備に係る施設整備基本計画	新施設の整備に関する施設整備基本計画	R5 (2023)
01 02	新ごみ処理施設整備に係る測量調査	建設候補地における測量調査	R5 (2023)
01 02	新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価	新施設の建設や稼働に伴う周辺環境への影響を予測、評価	R5 (2026) ~ R8 (2026)
01 02	新ごみ処理施設整備に係る地質調査	建設候補地における地質調査	R6 (2024)
01 02	新ごみ処理施設整備に係る土壌汚染調査	建設候補地における土壌汚染調査	R6 (2024)
01 02	新ごみ処理施設整備に係る基本設計	実施設計の基本事項について整理	R6 (2024)
01 02	新ごみ処理施設整備に係る事業方式検討 (PFI 等導入可能性調査)	施設整備・運営に関する PFI 等導入可能性調査	R6 (2024)
01 02	新ごみ処理施設整備に係る事業者選定	新施設整備の事業者の選定	R7 (2025) ~ R8 (2026)
01 02	既存廃棄物処理施設の解体工事に係る調査・設計等	既存施設の解体に係る調査・設計等	R12(2030) 以降予定

(5) その他の施策

ア 再生利用品の需要拡大事業

現在、再生品の利用促進を図るため、再生品リストの紹介等を通じ積極的に再生品購入の呼びかけを行う構成市町もあり、本組合は、今後も再生利用品の需要拡大のための施策を検討する。

イ 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

本組合では平成 13 年（2001 年）4 月に施行された特定家庭用機器再商品化法に準じ、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機をリサイクル対象機器として取り扱いをしている。

また、構成市町では、使用済み小型家電の回収の実施や、PC リサイクルマークが貼付されたパソコンの回収について呼びかけを行っている。今後も家電リサイクル法及

び小型家電リサイクル法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店等と協力して、普及啓発を行うとともに、本組合においても、廃家電・使用済み小型家電のリサイクルやPCリサイクル等の普及啓発を継続して実施していく。

ウ 廃棄物エネルギーの利活用

「地球温暖化対策実行計画」を策定し、事務業務における省資源・省エネ実施項目を設定して取り組む構成市町もあり、こうした計画等を踏まえながら、組合施設においても、施設運営に伴い得られるエネルギーを積極的に活用し、地域の低炭素化や活性化に寄与していく。

なお、新ごみ処理施設からのエネルギー利活用にあたっては、当該施設の整備の進捗に応じて準備を進め、整備後の稼働に合わせて利活用を開始する。

エ 不法投棄対策

構成市町は、散在性ごみ及び不法投棄ごみについて、環境美化推進員等の設置、対策事業の実施等により、ポイ捨てや不法投棄の防止に有効な取り組みを進める。

オ 災害時の廃棄物処理に関する事項

構成市町が策定した地域防災計画及び災害廃棄物処理計画（令和2年度（2020年度）策定予定）並びに滋賀県が策定した「滋賀県災害廃棄物処理計画」を踏まえ、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制を構築する。組合圏域で発生した災害廃棄物は、構成市町と本組合とが連携して適切に処理する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本組合は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、滋賀県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すも

のとする。

(添付書類一覧)

- 添付資料 1 : 対象地域図
- 添付資料 2 : 目標の設定に関するグラフ等・指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ
 - 2-1 : 人口及び事業所数の推移
 - 2-2 : 排出量の推移
 - 2-3 : リサイクル率及び最終処分量

■添付資料 3 : 分別区分説明資料

■添付資料 4 : 現有処理施設の概要

◎様式 1 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1

◎様式 2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2

~~◎様式 3 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧~~

- | | |
|--------------|---------------------|
| 【参考資料様式 1】 | 施設概要（マテリアルリサイクル施設系） |
| 【参考資料様式 2】 | 施設概要（エネルギー回収施設系） |
| 【参考資料様式 7・8】 | 計画支援概要 |

■添付資料 5 : 構成市町洪水ハザードマップ

◎東近江市洪水ハザードマップ

◎日野町洪水ハザードマップ

◎竜王町洪水ハザードマップ

■添付資料 6 : 東近江市国土強靱化計画

◎本編 35 ページ

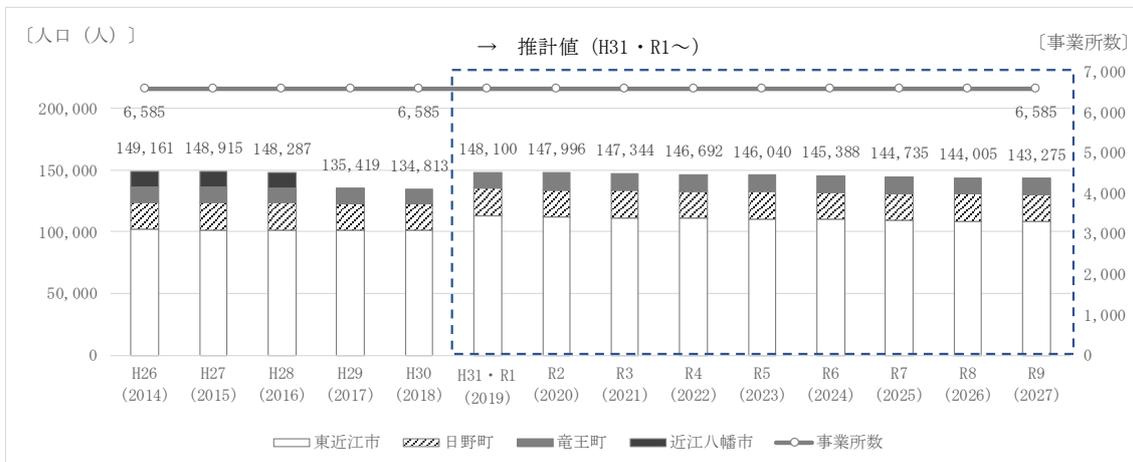
◎別紙 6 ページ

添付資料1 対象地域図

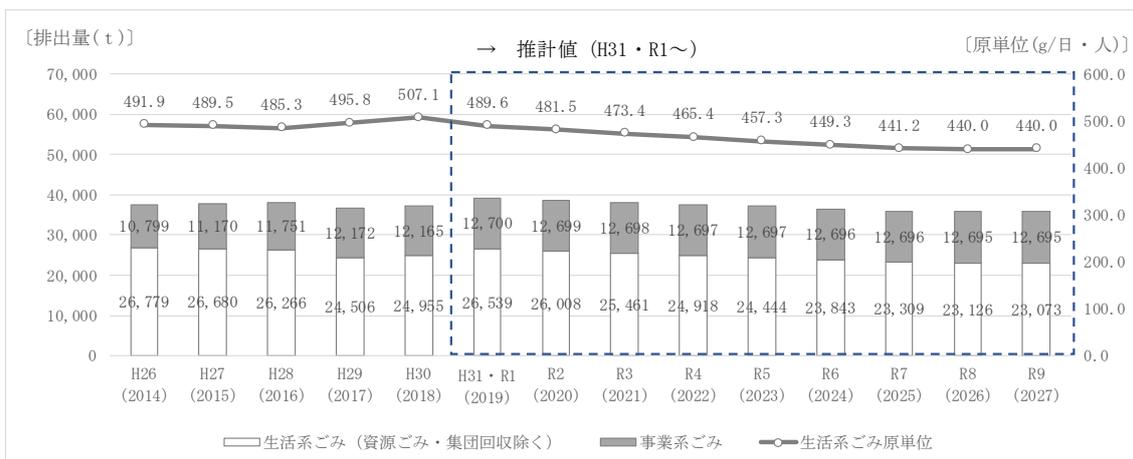


添付資料 2 目標の設定に関するグラフ等・指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ

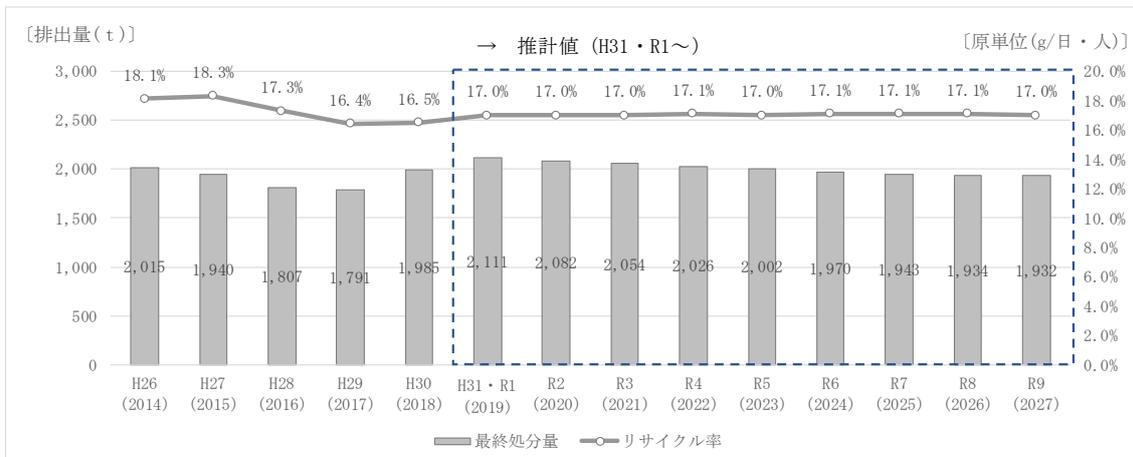
2-1 人口及び事業所数の推移



2-2 排出量の推移



2-3 リサイクル率及び最終処分量



※リサイクル率(%)= (総資源化量+ 集団回収量) / 総排出量(生活系ごみ+事業系ごみ+集団回収)×100

添付資料3 分別区分説明資料(1/2)

八日市地区		永源寺地区		五個荘地区		東近江市 愛東地区		湖東地区		能登川地区		蒲生地区		
可燃ごみ	台所ごみ(残飯、調理くず、卵の殻、貝殻など)(生ごみは水きり)、再利用できない紙類(包紙、ちり紙、紙おむつなど)、発砲スチロール、プラスチック、ビニール類(洗剤容器、卵の容器、ビデオテープなど)、ゴム・皮革製品(くつ、かばん、ベルトなど)、繊維製品(シャツ、ズボン、靴下など)、草・木類(枯れ木、枯れ草、落ち葉など)	可燃ごみ	台所ごみ(残飯、調理くず、卵の殻、貝殻など)(生ごみは水きり)、再利用できない紙類(包紙、ちり紙、紙おむつなど)、発砲スチロール、プラスチック、ビニール類(洗剤容器、卵の容器、ビデオテープ、色・柄の食品トレイ、使い捨てライターなど)、ゴム・皮革製品(くつ、かばん、ベルトなど)、ディスク類(CD、DVD、フロッピーなど)、草・木類(枯れ木、枯れ草、落ち葉など)	可燃ごみ	生ごみ(水きり)、発砲スチロール、アルミホイル、紙おむつ、使い捨てカイロ(使用済)、貝がら、プラスチック製品(ソース・油・シャンプー容器等、かばん、くつ等皮革製品及びゴム製品、ポリバケツ、使い捨てライター(中身がないもの)、ふとん・じゅうたん(50cmに裁断))	可燃ごみ	台所ごみ(食品くず、残飯、卵の殻、貝殻など)(生ごみは水きり)、再利用できない紙類(包紙、ちり紙、紙おむつなど)、発砲スチロール、プラスチック、ビニール類(洗剤容器、卵の容器、ビデオテープ、使い捨てカイロ(使用済)、使い捨てライター(使い切ったもの)、塩化ビニール製品、アルミホイル、スナック菓子の袋等内側が銀色の袋など)、ゴム・皮革製品(くつ、かばん、ベルトなど)、繊維製品(シャツ、ズボン、靴下など)、草・木類(枯れ木、枯れ草、落ち葉など)	可燃ごみ	台所ごみ(食品くず、残飯、卵の殻、貝殻など)(生ごみは水きり)、再利用できない紙類(包紙、ちり紙、紙おむつなど)、発砲スチロール、プラスチック、ビニール類(洗剤容器、卵の容器、ビデオテープ、使い捨てカイロ(使用済)、使い捨てライター(使い切ったもの)、塩化ビニール製品、アルミホイル、スナック菓子の袋等内側が銀色の袋など)、ゴム・皮革製品(くつ、かばん、ベルトなど)、繊維製品(シャツ、ズボン、靴下など)、草・木類(枯れ木、枯れ草、落ち葉など)	可燃ごみ	衣類、インクリボン、貝殻、傘の布、OD、MD、カバン、紙おむつ、紙類、皮革製品、玩具、靴、卵のから、使い捨てカイロ、使い捨てライター(中身がないもの)、生ごみ、発砲スチロール、火花(ぬらした状態)、ビデオテープ、ランドセル、レコードなど	可燃ごみ	台所ごみ(残飯、調理くず、卵の殻、貝殻など)(生ごみは水きり)、再利用できない紙類(包紙、ちり紙、紙おむつなど)、発砲スチロール、プラスチック、ビニール類(洗剤容器、卵の容器、ビデオテープなど)、ゴム・皮革製品(くつ、かばん、ベルトなど)、繊維製品(シャツ、ズボン、靴下など)、草・木類(枯れ木、枯れ草、落ち葉など)	
不燃ごみ	金属類(なべ、やかん、フライパンなど)、ガラス類(コップ、電球、鏡など)、小型家電類(ラジオ、トースター、ドライヤー、炊飯ジャー、ポットなど)、陶磁器(茶碗、皿、湯のみ、花瓶など)	不燃ごみ	金属類(スチール缶、スプレー缶、なべ、やかんなど)、ガラス類(コップ、鏡など)、小型家電類(ラジオ、トースター、ドライヤー、炊飯ジャー、ポットなど)、陶磁器(茶碗、皿、湯のみ、花瓶など)	不燃ごみ	茶わん、湯のみ、コップ、陶磁器、ガラス、耐熱ガラス、割れたビン、かがみ、電球、傘(布は取る)	不燃ごみ	小型家電類(ラジオ、トースター、ドライヤー、炊飯ジャー、ポットなど)、ガラス類(板ガラス、ガラス食器、鏡、化粧品ビン、農業ビン、割れた蛍光灯など)、陶磁器(茶碗、皿、湯飲み、花瓶、陶磁器の置物など)	不燃ごみ	小型家電類(ラジオ、トースター、ドライヤー、炊飯ジャー、ポットなど)、ガラス類(板ガラス、ガラス食器、鏡、化粧品ビン、農業ビン、割れた蛍光灯など)、陶磁器(茶碗、皿、湯飲み、花瓶、陶磁器の置物など)	不燃ごみ	あんか、鉛筆削り、懐中電灯(金属部)、カガミ、傘の骨、鎌、ガラス、化粧品ビン、こたつのヒーター、シャープペンシル(金属)、炊飯器、掃除機、電気コード、電球、陶磁器、時計(ガラス、金属部)、トースター、灰皿、ヘア・ドライヤー、ヘルメーター、ポット、ボールペン(金属部)など	不燃ごみ	金属類(スチール缶、スプレー缶、なべ、やかんなど)、ガラス類(コップ、電球、鏡など)、小型家電類(ラジオ、トースター、ドライヤー、炊飯ジャー、ポットなど)、陶磁器(茶碗、皿、湯のみ、花瓶など)	
缶・金属類	アルミ缶、スチール缶	缶・金属類	飲料水用アルミ缶類	缶・金属類	空き缶、一斗缶、なべ、フライパン、やかん、スプレー缶、カセットプロパン	缶・金属類	一斗缶までの大きさのもの ジュース、ビール、スプレー缶、缶詰、海苔、菓子箱などの缶類 その他小型金属なべ、やかん、フライパン、バケツなど	缶・金属類	飲料・菓子の缶・フライパン・なべ・カセットボンベ等	缶・金属類	酒、ビール、ウイスキー等のビン及び缶、清涼飲料水のビン及び缶、酢、しょうゆ、食用油等のビン及び缶、その他1斗缶位の大きさまでのもの	缶・金属類	ジュース、ビールなど飲食用のアルミ缶	
資源びん	食料びん(のりびん、ジャムびん、コーヒーびん、佃煮びん、食用油びんなど)、飲料水びん(ジュースびん、ドリンク剤びん、小さな酒びん、ウイスキーびんなど)、調味料びん(しょうゆびん、みりんびん、酢のびん、鶏つゆびん、マヨネーズびんなど)、薬品びん(医薬品が入っていた錠剤・水薬のびんなど)	資源びん	家庭からでるジュース、ドリンク剤、洋酒、飲み菓、コーヒークラフト、透明・茶・黒・青(緑)の飲食用空きびん	資源びん	飲料・食品関係の割れていない空きびん(色別にする)	資源びん	ドリンク、酒、ビール、洋酒、調味料、医薬品びんなど飲食用びん 無色・茶色・その他に分別	資源びん	ドリンク、酒、ビール、洋酒、調味料、医薬品びんなど飲食用びん 無色・茶色・その他に分別	資源びん	酒、ビール、ウイスキー等のビン及び缶、清涼飲料水のビン及び缶、酢、しょうゆ、食用油等のビン及び缶、その他1斗缶位の大きさまでのもの	資源びん	食料びん(のりびん、ジャムびん、コーヒーびん、佃煮びん、食用油びんなど)、飲料水びん(ジュースびん、ドリンク剤びん、小さな酒びん、ウイスキーびんなど)、調味料びん(しょうゆびん、みりんびん、酢のびん、鶏つゆびん、マヨネーズびんなど)、薬品びん(医薬品が入っていた錠剤・水薬のびんなど)	
資源ごみ	古紙・白色トレイ・紙パック	新聞紙、チラシ、雑誌、段ボール	古紙	「古新聞・チラシ」「雑誌・本・カタログ類」「ダンボール」の3種類に分別	古紙	新聞、チラシ、雑誌、ダンボール(品目ごとにひもでしぼる)	古紙	新聞、雑誌、段ボール	古紙	新聞、雑誌、段ボール	古紙	新聞、チラシ、雑誌、段ボール	古紙	新聞、雑誌、ダンボール
		古布	古布、古着 布団、産布団(詰め物を抜く)	古布	古布、古着 布団、産布団(詰め物を抜く)	古着	着られなくなった衣服	古着	着られなくなった衣服	古着	古着	古着	古着	
	白色トレイ	表裏ともに白色のトレイ	白色トレイ	トレイ全体が白色のもの	白色トレイ	食品トレイであれば、白色トレイ以外でも何色でも出せる	白色トレイ	食品トレイであれば、白色トレイ以外でも何色でも出せる	白色トレイ	食品の発砲スチロール製のトレイで、表裏ともに白色のもの	白色トレイ	食品の発砲スチロール製のトレイで、トレイ全体が白色のもの		
	紙パック	牛乳、ジュースなどの紙パック	紙パック	牛乳・ジュース等のおおむね500cc以上のパック	紙パック	牛乳、ジュース等の紙パック	紙パック	牛乳やジュースなど500ml以上の紙パック、内側が白い紙パック	紙パック	牛乳やジュースなど500ml以上の紙パック、内側が白い紙パック	紙パック	内側が白い紙パック		
	ペットボトル	ジュース、ドリンク、醤油など飲食用で、PET1マークがついているペットボトル	ペットボトル	ジュース、コーヒー、日本酒、みりん、しょうゆなどの飲食用の容器で、PET1マークがついたペットボトル	ペットボトル	PET1マークがついている飲食用のペットボトル	ペットボトル	ジュースなど飲食用の容器でPET1マークがついたもの	ペットボトル	ジュースなど飲食用の容器でPET1マークがついたもの	ペットボトル	PET1の表示のあるペットボトル(飲料用、酒類用、しょうゆ用)	ペットボトル	ジュース、お茶、コーヒー、スポーツドリンク、日本酒、みりん、しょうゆなどの飲食用の容器で、PET1マークがついたペットボトル
	使用済乾電池	—	使用済乾電池	使用済みのマンガン乾電池・アルカリ乾電池	使用済乾電池	—	使用済乾電池	使用済みのマンガン乾電池、アルカリ乾電池	使用済乾電池	使用済みのマンガン乾電池、アルカリ乾電池	使用済乾電池	筒型乾電池、平型乾電池	使用済乾電池	マンガン・アルカリ・ニッケル系乾電池
	使用済蛍光管	家庭で使われていた蛍光灯(直管・環状管タイプ)で割れていないもの	使用済蛍光管	家庭で使われていた蛍光灯(直管・環状管タイプ)で割れていないもの	使用済蛍光管	—	使用済蛍光管	蛍光管(直管・環状管・電球)、体温計など	使用済蛍光管	蛍光管(直管・環状管・電球)、体温計など	使用済蛍光管	家庭で使われていた蛍光灯(直管・環状管タイプ)	使用済蛍光管	家庭で使われていた蛍光灯(直管・環状管タイプ)
廃食油	食用の植物性油に限る	廃食油	使用済みの食用油	廃食油	使い古したてんぷら油(植物性)	廃食油	食用の植物性油に限る	廃食油	—	廃食油	使い古したてんぷら油(植物性)	廃食油	廃食油(植物性)	
家電リサイクル品	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン	家電リサイクル品	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン	家電リサイクル品	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン	家電リサイクル品	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン	家電リサイクル品	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン	家電リサイクル品	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン	家電リサイクル品	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン	
大型金属	自転車、スチール棚等	大型金属	自転車、スチール棚等	大型金属資源	ストーブ(油は抜く)、トタン、スチール机等	大型金属ごみ	自転車、一輪車、湯沸器、コンロ、ガス台、鉄、パイプ、金属製衣装箱、金属製本棚、アルミ窓枠、その他金属類	大型金属ごみ	自転車、一輪車、湯沸器、コンロ、ガス台、鉄、パイプ、金属製衣装箱、金属製本棚、アルミ窓枠、その他金属類	大型金属ごみ	農機具、8割以上の金属製品、電化製品(パソコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機を除く)、自転車等	大型金属	自転車、スチール棚等	
可燃性粗大ごみ	布団、ベッド、じゅうたん、木製家具、学習机、ソファ、書棚、障子、波板、畳、木製扉、ポリ浴槽など	可燃性粗大ごみ	布団、ベッド、じゅうたん、木製家具、学習机、ソファ、書棚、障子、波板、畳、木製扉、ポリ浴槽など	可燃性粗大ごみ	布団、ベッド、じゅうたん、木製家具、学習机、ソファ、書棚、障子、波板、畳、木製扉、ポリ浴槽など	可燃性粗大ごみ	布団、ベッド、じゅうたん、木製家具、学習机、ソファ、書棚、障子、波板、畳、木製扉、ポリ浴槽など	可燃性粗大ごみ	布団、ベッド、じゅうたん、木製家具、学習机、ソファ、書棚、障子、波板、畳、木製扉、ポリ浴槽など	可燃性粗大ごみ	—	可燃性粗大ごみ	布団、ベッド、じゅうたん、木製家具、学習机、ソファ、書棚、障子、波板、畳、木製扉、ポリ浴槽など	
不燃性粗大ごみ	スチール棚、電子レンジ、自転車、ストーブ、ファンヒーター、健康器具など	不燃性粗大ごみ	スチール棚、電子レンジ、自転車、ストーブ、ファンヒーター、健康器具など	不燃性粗大ごみ	スチール棚、電子レンジ、自転車、ストーブ、ファンヒーター、健康器具など	不燃性粗大ごみ	スチール棚、電子レンジ、自転車、ストーブ、ファンヒーター、健康器具など	不燃性粗大ごみ	スチール棚、電子レンジ、自転車、ストーブ、ファンヒーター、健康器具など	不燃性粗大ごみ	—	不燃性粗大ごみ	スチール棚、電子レンジ、自転車、ストーブ、ファンヒーター、健康器具など	

添付資料3 分別区分説明資料(2/2)

日野町		竜王町		
可燃ごみ	生ごみ、貝殻、卵の殻、茶殻、発泡スチロール、ペットボトル以外のプラスチック類、ゴム製品、革製品、木製品、枯れ草、使い捨てライター	可燃ごみ	資源にならない紙、生ごみ(水きり)、ゴム類、発泡スチロール類、革製品、プラスチック類(ナイロン・ビニール・小型プラスチックなど)	
不燃ごみ	陶磁器類(茶碗、皿、花瓶など)ガラス類(耐熱ガラス、コップ、電球、窓ガラス、化粧ビン(透明でないもの))家電製品(ラジオ、ラジカセ、炊飯ジャー、ポット、アイロン、電気ストーブなどで袋に入るもの)金属類(なべ・やかん・フライパン・ステンレス製品など袋に入るもの)	不燃ごみ	陶磁器類(茶碗・皿・植木鉢など)、金属類(スプレー缶・フライパン・鍋など)、小型の電気製品類(掃除機・炊飯器など)、ガラス製品類(コップ・耐熱ガラスなど)	
リサイクルするもの	缶・金属類	【スチール缶】飲料缶、お菓子缶、かんづめ缶、カセットボンベ、スプレー缶、缶のふた・キャップ 【アルミ缶】缶ジュース、缶ビール、かんづめ缶など飲食類の缶、缶のふた・キャップ	缶・金属類	アルミ缶(飲料缶)、スチール缶(飲料缶、缶詰の缶、お菓子の缶、のり・粉ミルクの缶など)
	資源びん	人が口にしている物が入っていた「びん」栄養ドリンク、のり、ジャム、コーヒー、調味料、ジュースなど	資源びん	無色透明びん、茶色びん、青・緑色びん、透明の化粧びん
	古紙	ダンボール、新聞、雑誌・本類・雑多紙(菓子箱・封筒・紙袋など)	古紙	新聞紙、ダンボール雑誌、チラシ、本、菓子箱、OA用紙など
			古着	衣服、着物・帯
	白色トレイ	表裏ともに白色のトレイ	白色トレイ	白色のトレイ(食品用)
	紙パック	牛乳、ジュースなどの紙パック	紙パック	内側が白い紙パック
	ペットボトル	PET1マークがついているペットボトル	ペットボトル	PET1マークがついているペットボトル
	使用済乾電池	使用済みのマンガン乾電池、アルカリ乾電池	使用済乾電池	使用済みのマンガン乾電池、アルカリ乾電池
	使用済蛍光管	蛍光管(直管・環状管・電球)、体温計など	使用済蛍光管	蛍光管(直管・環状管・電球)、体温計など
	廃食油	—	廃食油	植物油
家電リサイクル品	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン	家電リサイクル品	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン	
使用済小型家電・自転車	28cm×17.5cm未満の使用済み小型家電携帯電話、ビデオカメラなど自転車			
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	布団、毛布、ベッド、マットレス、畳、木製家具、机、イス、衣装ケース、ポリ浴槽、じゅうたん	可燃性粗大ごみ	布団、毛布、じゅうたん、マットレス、畳、木製家具、ベッド(木製)、ソファ等
	不燃性粗大ごみ	ステレオ・扇風機・掃除機、トタン、金属製雨どい、傘の骨、アンテナ流し台、スチール机、ミシン、トタン、太陽温水器等	不燃性粗大ごみ	大型電気製品、大型不燃物

添付資料 4 現有処理施設の概要

ごみの種類	施設名	処理方式	竣工年月	備考
可燃ごみ 可燃性粗大ごみ・汚泥	日野清掃センター (ごみ処理施設)	ガス化溶融	H19.3	180t/日
不燃ごみ・粗大ごみ ペットボトル	能登川清掃センター (粗大ごみ処理施設)	破碎・選別 圧縮・減容	H 6.3 H24.7(改造)	50t/日
ペットボトル	能登川リサイクルセンター (リサイクルセンター)	圧縮・減容	H10.2	1.5t/日
白色トレイ・紙パック	日野清掃センター (リサイクルセンター)	梱包・貯留	H19.3	1.5t/日
剪定枝※	日野清掃センター (リサイクルセンター)	破 碎	H19.3	0.4t/日
使用済乾電池 使用済蛍光管	能登川清掃センター (ストックヤード)	貯留・保管	H 6.3	—
処理残渣・ガレキ類	安土最終処分場	埋立処分	H14.4	75,000m ³
処理残渣・ガレキ類	能 登 川 一般廃棄物最終処分場	埋立処分	S61.4	39,500m ³
処理残渣・ガレキ類	粗大ごみ処理場埋立地	埋立処分	S50.9	42,700m ³
処 理 残 渣	灰 埋 立 地	埋立処分	S47.11	42,120m ³

※剪定枝は平成 30 年度 (2018 年度) 現在、可燃ごみに含み処理している。

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表 1

1 地域の概要

(1) 地域名	東近江市・日野町・竜王町地域	(2) 地域内人口	147,616 (H31.4現在)	(3) 地域面積	550.52 km ²
(4) 構成市町村等名	東近江市、日野町、竜王町、中部清掃組合	(5) 地域の要件*	<input checked="" type="checkbox"/> 人口 <input checked="" type="checkbox"/> 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村：東近江市、日野町、竜王町 設立年月日：昭和46年(1971年)5月28日設立				

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)					目標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和9年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	10,799	11,170	11,751	12,172	12,165	12,695 (H30比 4.4%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.64	1.70	1.78	1.85	1.85	1.93 (H30比 4.3%)
	生活系 総排出量(トン)	29,750	29,527	28,911	26,920	27,217	25,362 (H30比 -6.8%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	179.5	179.2	177.1	181.0	185.1	161.0 (H30比 -13.0%)
合計	事業系生活系の総排出量合計(トン)	40,549	40,697	40,662	39,092	39,382	38,057 (H30比 -3.4%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	2,540 (6.3%)	2,427 (6.0%)	2,231 (5.5%)	2,095 (5.4%)	1,931 (4.9%)	1,943 (5.1%)
	総資源化量(トン)	7,711 (18.1%)	7,873 (18.3%)	7,397 (17.3%)	6,695 (16.4%)	6,760 (16.5%)	6,790 (17.0%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	14,238	15,107	14,502	14,141	14,737	—
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	—	—	—	—	—	—
減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	32,858 (81.0%)	33,171 (81.5%)	33,529 (82.5%)	32,256 (82.5%)	32,340 (82.1%)	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	2,015 (5.0%)	1,940 (4.8%)	1,807 (4.4%)	1,791 (4.6%)	1,985 (5.0%)	1,932 (5.1%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	日野清掃センター	中部清掃組合	全連続燃焼方式 流動床式ガス化溶融	180t/日 (60t/日×3炉)	平成19年3月	令和11年3月 令和12年3月	令和13年 令和14年	(浸水深:0m) 浸水被害は想定されていないため対策不要	
粗大ごみ処理施設	能登川清掃センター	中部清掃組合	粗大ごみ併用+手選別処理	50t/5h (内手選別8t)	平成6年3月	令和11年3月 令和12年3月	令和13年 令和14年	(浸水深:0.5m) 工場棟や電気設備設置箇所等への浸水防止対策として、土嚢袋等を準備するとともに、浸水により施設が稼働停止した場合は、滋賀県災害廃棄物広域処理業務マニュアル等に基づき県内他市町に処理支援を要請する	
リサイクルセンター	日野清掃センター	中部清掃組合	圧縮・梱包、剪定枝破砕	1.9t/5h (白色トレイ:0.8t) (紙パック:0.7t) (剪定枝:0.4t)	平成19年4月	令和11年3月 令和12年3月	令和13年 令和14年	(浸水深:0m) 浸水被害は想定されていないため対策不要	
リサイクルセンター	能登川リサイクルセンター	中部清掃組合	ペットボトル圧縮・減容	1.5t/5h	平成10年2月	令和11年3月 令和12年3月	令和13年 令和14年	(浸水深:0.5m) 工場棟や電気設備設置箇所等への浸水防止対策として、土嚢袋等を準備するとともに、浸水により施設が稼働停止した場合は、滋賀県災害廃棄物広域処理業務マニュアル等に基づき県内他市町に処理支援を要請する	
最終処分場	安土最終処分場	中部清掃組合	準好気性埋立	約75,000m ³	平成14年4月			(浸水深:0m) 浸水被害は想定されていないため対策不要	
最終処分場	能登川一般廃棄物最終処分場	中部清掃組合	サンドイッチ方式	約39,500m ³	昭和61年4月	未定		(浸水深:0.5m) 埋立終了しているものの、工場棟や電気設備設置箇所等への浸水防止対策として、土嚢袋等を準備する	埋立終了
最終処分場	粗大ごみ処理場埋立地	中部清掃組合	サンドイッチ方式	約42,700m ³	昭和50年9月	未定		(浸水深:0.5m) 埋立終了しており、建屋なしのため対策不要	埋立終了
最終処分場	灰理立地	中部清掃組合	サンドイッチ方式	約42,120m ³	昭和47年11月	未定		(浸水深:1~2m) 埋立終了しており、建屋なしのため対策不要	埋立終了

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化 を実施するための 施設整備事業	備考
ごみ焼却施設 (エネルギー回収型 廃棄物処理施設)	未定	中部清掃組合	未定	約150t/日	令和11年3月 令和12年3月	エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設を一体で整備し、利便性向上を図るため	有 (日野清掃センター)	着手:令和11年 完了:令和12年 着手:令和12年 完了:令和14年	(浸水深:0m) 電気設備等の配置高さに配慮する		日野清掃センター解体事業と一体として新ごみ処理施設を整備
リサイクルセンター (マテリアルリサイクル 推進施設)	未定	中部清掃組合	未定	約10t/日	令和11年3月 令和12年3月	既存施設の稼働停止を予定しているため、また、熱エネルギーの積極的回収のため	無		(浸水深:0m) 電気設備等の配置高さに配慮する		

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表2

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模		事業期間		総事業費 (千円)							交付対象事業費 (千円)							備考		
			単位	開始	終了	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度				
						(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)				
○再生利用に関する事業							252,937	0	0	0	0	0	7,500	245,437	231,041	0	0	0	0	0	7,500	223,541	全体事業：R7～R10 R11～R13で既存施設 解体（予定）
新ごみ処理施設整備事業 (マテリアルリサイクル推進施設)	01	中部清掃組合	10	t/日	R7	(R10)	252,937						7,500	245,437	231,041						7,500	223,541	
○熱回収等に関する事業							1,569,487	0	0	0	0	0	61,800	1,507,687	1,150,631	0	0	0	0	0	0	1,150,631	全体事業：R7～R10 R11～R13で既存施設 解体（予定）
新ごみ処理施設整備事業 (エネルギー回収型廃棄物処理施設)	02	中部清掃組合	150	t/日	R7	(R10)	1,569,487						61,800	1,507,687	1,150,631							1,150,631	
○施設整備に係る計画支援に関する事業							437,877	0	0	70,726	196,761	133,133	37,257	0	437,877	0	0	70,726	196,761	133,133	37,257	0	
新ごみ処理施設整備に係る 施設整備基本計画	31	中部清掃組合	—	—	R4	R4	27,382			27,382					27,382			27,382					
新ごみ処理施設整備に係る 測量調査	32	中部清掃組合	—	—	R4	R4	28,824			28,824					28,824			28,824					
新ごみ処理施設整備に係る 環境影響評価	33	中部清掃組合	—	—	R4	R7	242,660			14,520	99,275	112,915	15,950		242,660			14,520	99,275	112,915	15,950		
新ごみ処理施設整備に係る 地質調査	34	中部清掃組合	—	—	R5	R5	33,301				33,301				33,301				33,301				
新ごみ処理施設整備に係る 土壌汚染調査	35	中部清掃組合	—	—	R5	R5	30,272				30,272				30,272				30,272				
新ごみ処理施設整備に係る 基本設計	36	中部清掃組合	—	—	R5	R5	25,696				25,696				25,696				25,696				
新ごみ処理施設整備に係る 事業方式検討 (PFI等導入可能性調査)	37	中部清掃組合	—	—	R5	R5	8,217				8,217				8,217				8,217				
新ごみ処理施設整備に係る 事業者選定	38	中部清掃組合	—	—	R6	R7	41,525					20,218	21,307		41,525					20,218	21,307		
既存廃棄物処理施設の 解体工事に係る調査・設計等	39	中部清掃組合	—	—	(R11)	未定	0								0								R11～R13で既存施設 解体（予定）
合計							2,260,301	0	0	70,726	196,761	133,133	106,557	1,753,124	1,819,549	0	0	70,726	196,761	133,133	44,757	1,374,172	

様式2 循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模	事業期間 交付時期			総事業費 (千円)							交付対象事業費 (千円)							備考			
				単位	開始	終了	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)				
○再生利用に関する事業							7,500	0	0	0	0	0	0	7,500	7,500	0	0	0	0	0	0	7,500	全体事業：R8～R11 R12～R14で既存施設解体（予定）	
新ごみ処理施設整備事業 (マテリアルリサイクル推進施設)	01	中部清掃組合	10 t/日	R8	R8		7,500							7,500	7,500								7,500	
○熱回収等に関する事業							61,800	0	0	0	0	0	0	61,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	全体事業：R8～R11 R12～R14で既存施設解体（予定）
新ごみ処理施設整備事業 (エネルギー回収型廃棄物処理施設)	02	中部清掃組合	150 t/日	R8	R8		61,800							61,800	0									
○施設整備に係る計画支援に関する事業							437,877	0	0	0	70,726	196,761	133,133	37,257	436,877	0	0	0	70,726	196,761	133,133	36,257		
新ごみ処理施設整備に係る 施設整備基本計画	01 02	中部清掃組合	—	—	R5	R5	27,382				27,382				27,382				27,382					
新ごみ処理施設整備に係る 測量調査	01 02	中部清掃組合	—	—	R5	R5	28,824				28,824				28,824				28,824					
新ごみ処理施設整備に係る 環境影響評価	01 02	中部清掃組合	—	—	R5	R8	242,660				14,520	99,275	112,915	15,950	242,660				14,520	99,275	112,915	15,950		
新ごみ処理施設整備に係る 地質調査	01 02	中部清掃組合	—	—	R6	R6	33,301					33,301			33,301					33,301				
新ごみ処理施設整備に係る 土壌汚染調査	01 02	中部清掃組合	—	—	R6	R6	30,272					30,272			30,272					30,272				
新ごみ処理施設整備に係る 基本設計	01 02	中部清掃組合	—	—	R6	R6	25,696					25,696			25,696					25,696				
新ごみ処理施設整備に係る 事業方式検討（PFI等導入可能性調査）	01 02	中部清掃組合	—	—	R6	R6	8,217					8,217			8,217					8,217				
新ごみ処理施設整備に係る 事業者選定	01 02	中部清掃組合	—	—	R7	R8	41,525						20,218	21,307	40,525						20,218	20,307		
既存廃棄物処理施設の 解体工事に係る調査・設計等	01 02	中部清掃組合	—	—	(R12)	未定	0								0								R12～R13で既存施設解体（予定）	
合計							507,177	0	0	0	70,726	196,761	133,133	106,557	444,377	0	0	0	70,726	196,761	133,133	43,757		

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	中部清掃組合
(2) 施設名称	マテリアルリサイクル推進施設
(3) 工期	令和7年度（2025年度）～令和10年度（2028年度） 令和8年度（2026年度） (全体事業期間 令和8年度（2026年度）～令和11年度（2029年度）)
(4) 施設規模	約 10t/日
(5) 処理方式	未定
(6) 地域計画内の役割	既存施設の老朽化への対処、不燃・粗大・資源ごみの破碎・選別及び資源化
(7) 廃焼却施設 解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「ストックヤード」を整備する場合

(8) スtock対象物	
--------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳	
--------------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	
---------------	--

(11) 事業計画額	252,937千円 7,500千円（全体：2,375,250千円） うち、交付対象事業費 231,041千円 7,500千円（全体：2,226,356千円）
------------	--

【参考資料様式2】

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	中部清掃組合
(2) 施設名称	エネルギー回収型廃棄物処理施設
(3) 工期	令和7年度（2025年度）～令和10年度（2028年度） 令和8年度（2026年度） (全体事業期間 令和8年度（2026年度）～令和11年度（2029年度）)
(4) 施設規模	約150t/日
(5) 型式及び処理方式	未定
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> (発電効率 %以上) 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> (熱回収率 18.0%以上) 無 ※発電効率及び熱回収率それぞれは定めていないが、全体として交付要綱に規定されたエネルギー回収率を満たすものとする。
(7) 地域計画内の役割	安定・継続的なごみ処理体制の確保、エネルギー回収の推進及び資源化の促進
(8) 廃焼却施設 解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 無

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	
-------------	--

「メタンガス化施設」を整備する場合

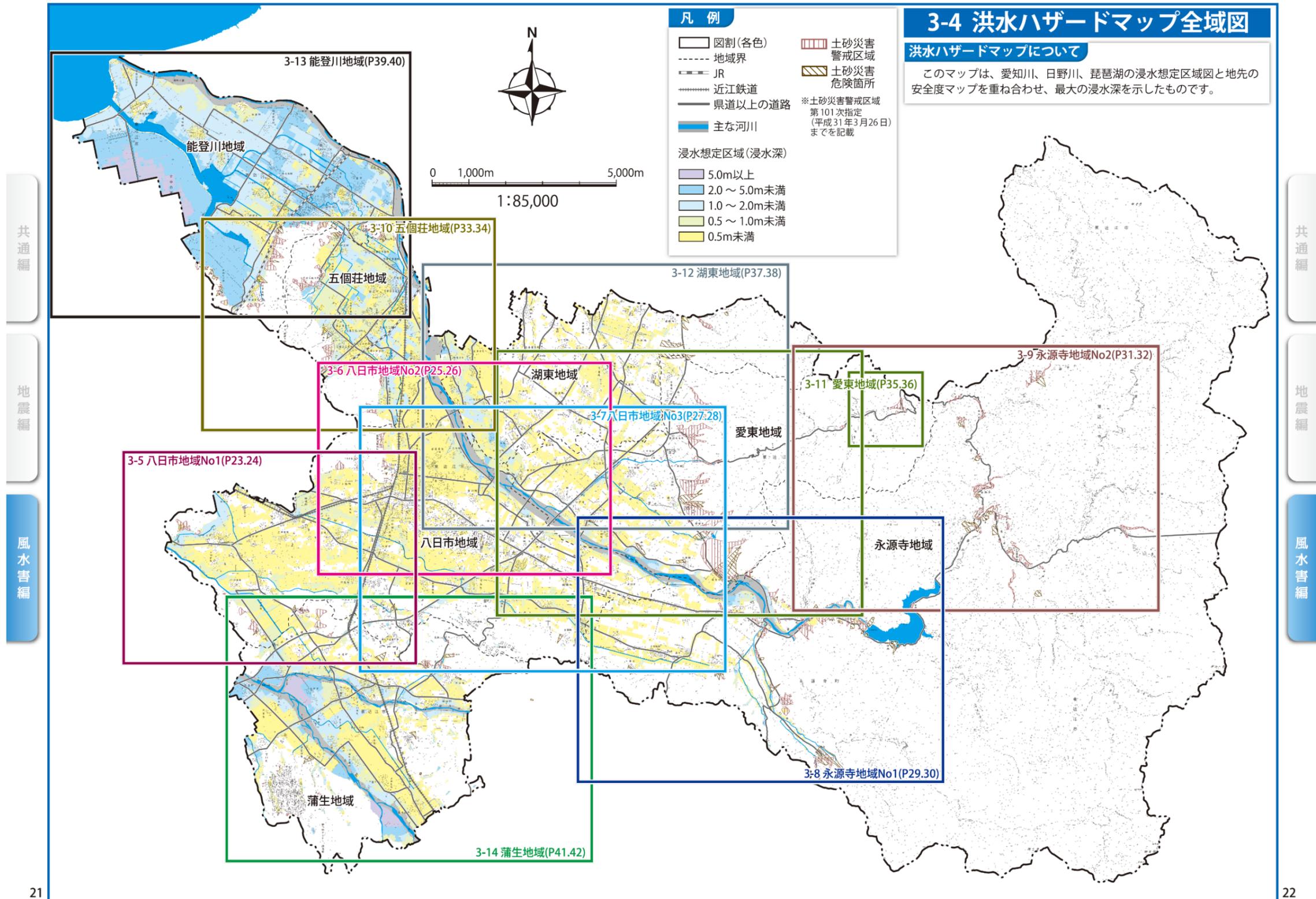
(10) バイオガス熱利用率	
(11) バイオガス利用計画	

(12) 事業計画額	1,569,487千円 61,800千円 (全体：14,606,550千円) うち、交付対象事業費 1,150,631千円 0円 (全体：11,421,078千円)
------------	---

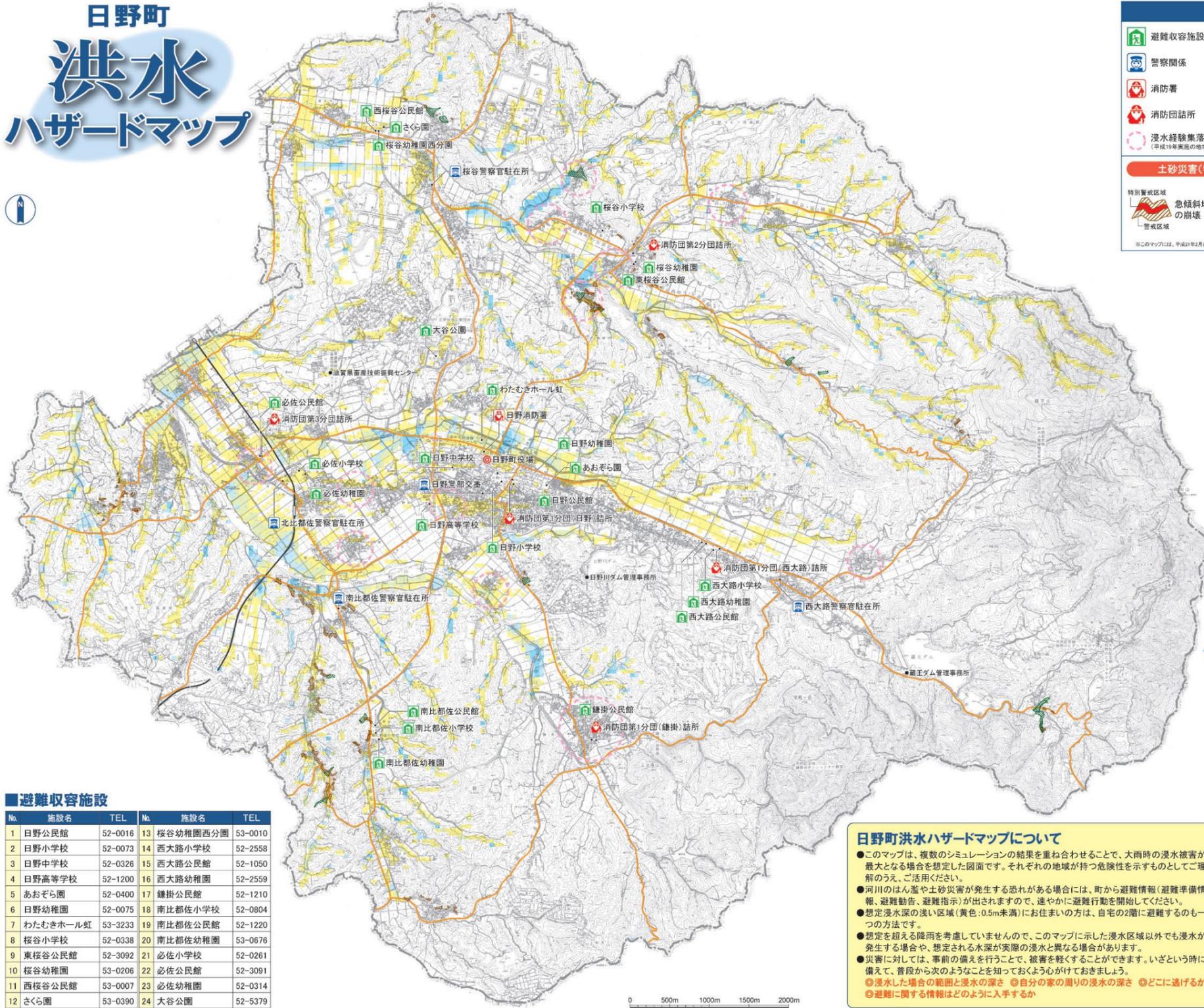
計画支援概要

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	中部清掃組合								
(2) 事業目的	新ごみ処理施設の整備事業のため								
(3) 事業名称	新ごみ処理施設整備に係る施設整備基本計画	新ごみ処理施設整備に係る測量調査	新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価	新ごみ処理施設整備に係る地質調査	新ごみ処理施設整備に係る土壌汚染調査	新ごみ処理施設整備に係る基本設計	新ごみ処理整備に係る事業方式検討(PFI等導入可能性調査)	新ごみ処理施設整備に係る事業者選定	既存廃棄物処理施設の解体工事に係る調査・設計等
(4) 事業期間	令和 45 年度 -(2022年度)- (2023年度)	令和 45 年度 -(2022年度)- (2023年度)	令和 45 年度～令和 78 年度 -(2022～2025年度)- (2023～2026年度)	令和 56 年度 (2023年度) (2024年度)	令和 56 年度 (2023年度) (2024年度)	令和 56 年度 (2023年度) (2024年度)	令和 56 年度 (2023年度) (2024年度)	令和 67 年度～令和 78 年度 -(2024～2025年度)- (2025～2026年度)	(令和 12 年度～未定) ((2030～未定))
(5) 事業概要	新施設の整備に関する基本事項の整理及び設定	建設候補地における測量調査	新施設の建設や稼働に伴う周辺環境への影響を予測、評価	建設候補地における地質調査	建設候補地における土壌汚染調査	実施設計の基本事項について整理	施設整備・運営に関するPFI等導入可能性調査	新施設整備の事業者の選定	既存施設の解体に係る調査・設計等
(6) 事業計画額	27,382〔千円〕	28,824〔千円〕	242,660〔千円〕	33,301〔千円〕	30,272〔千円〕	25,696〔千円〕	8,217〔千円〕	41,525〔千円〕	未定



日野町 洪水 ハザードマップ



避難収容施設

No.	施設名	TEL	No.	施設名	TEL
1	日野公民館	52-0016	13	桜谷幼稚園西分園	53-0010
2	日野小学校	52-0073	14	西大路小学校	52-2558
3	日野中学校	52-0326	15	西大路公民館	52-1050
4	日野高等学校	52-1200	16	西大路幼稚園	52-2559
5	あおぞら園	52-0400	17	鎌掛公民館	52-1210
6	日野幼稚園	52-0075	18	南比都佐小学校	52-0804
7	わたむきホール虹	53-3233	19	南比都佐公民館	52-1220
8	桜谷小学校	52-0338	20	南比都佐幼稚園	53-0678
9	東桜谷公民館	52-3092	21	必佐小学校	52-0261
10	桜谷幼稚園	53-0206	22	必佐公民館	52-3091
11	西桜谷公民館	53-0007	23	必佐幼稚園	52-0314
12	さくら園	53-0390	24	大谷公園	52-5379

記載情報凡例

- 避難収容施設
- 警察関係
- 消防署
- 消防団詰所
- 浸水経験集落
- 主要道路
- 鉄道
- 行政界
- 日野町役場
- 土砂災害(特別)警戒区域
- 特別警戒区域 急傾斜地の崩壊
- 特別警戒区域 土石流

浸水の深さ

- 5.0m以上
- 2.0~5.0m未満
- 1.0~2.0m未満
- 0.5~1.0m未満
- 0.5m未満

滋賀県流域治水検討

- この浸水予想図は、滋賀県全域の山地からの流出、河道の洪水下、堤内地上におけるはん蓋の伝わり方などの過程を統合的にシミュレーションした結果を示しています。
- 概ね100年に1回程度起こる可能性のある大雨(24時間で529mm)が滋賀県全域に降り、内水・外水はん蓋が発生した場合を想定しています。

重ね合わせ

日野川浸水想定区域図

- 日野川浸水想定区域図は、滋賀県が実施した浸水予測シミュレーションの結果を示したものです。浸水予測に用いた大雨等の条件は、以下のとおりです。
概ね100年に1回程度起こる大雨が降った場合(日野川流域の1日間総雨量228.7mm)
- 日野川以外の河川や支川でのはん蓋、想定を超える降雨、内水はん蓋は考慮していません。

日野町洪水ハザードマップについて

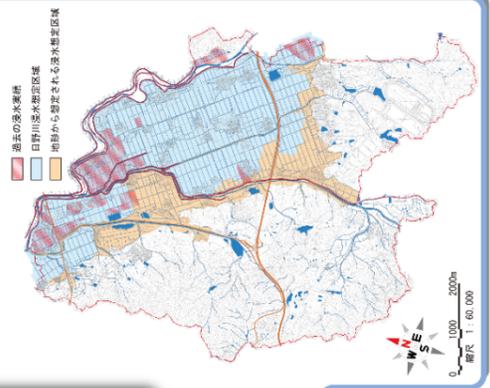
- このマップは、複数のシミュレーションの結果を重ね合わせることで、大雨時の浸水被害が最大となる場合を想定した図面です。それぞれの地域が持つ危険性を示すものとしてご理解のうえ、ご利用ください。
- 河川のはん蓋や土砂災害が発生する恐れがある場合には、町から避難情報(避難準備情報、避難勧告、避難指示)が出されますので、速やかに避難行動を開始してください。
- 想定浸水深の浅い区域(黄色:0.5m未満)にお住まいの方は、自宅の2階に避難するのが一つの方法です。
- 想定を超える降雨を考慮していませんので、このマップに示した浸水区域以外でも浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水と異なる場合があります。
- 災害に対しては、事前の備えを行うことで、被害を軽くすることができます。いざという時に備えて、普段から次のようなことを知っておくよう心がけておきましょう。
- ◎浸水した場合の範囲と浸水の深さ ◎自分の家の周りの浸水の深さ ◎どこに逃げるか ◎避難に関する情報はどのように入手するか

竜王町 洪水ハザードマップ

過去の洪水被害と浸水想定区域



写真-3 平成6年9月 台風26号被害
(中津井川の水が日野川に排水できずに溢れた様子)

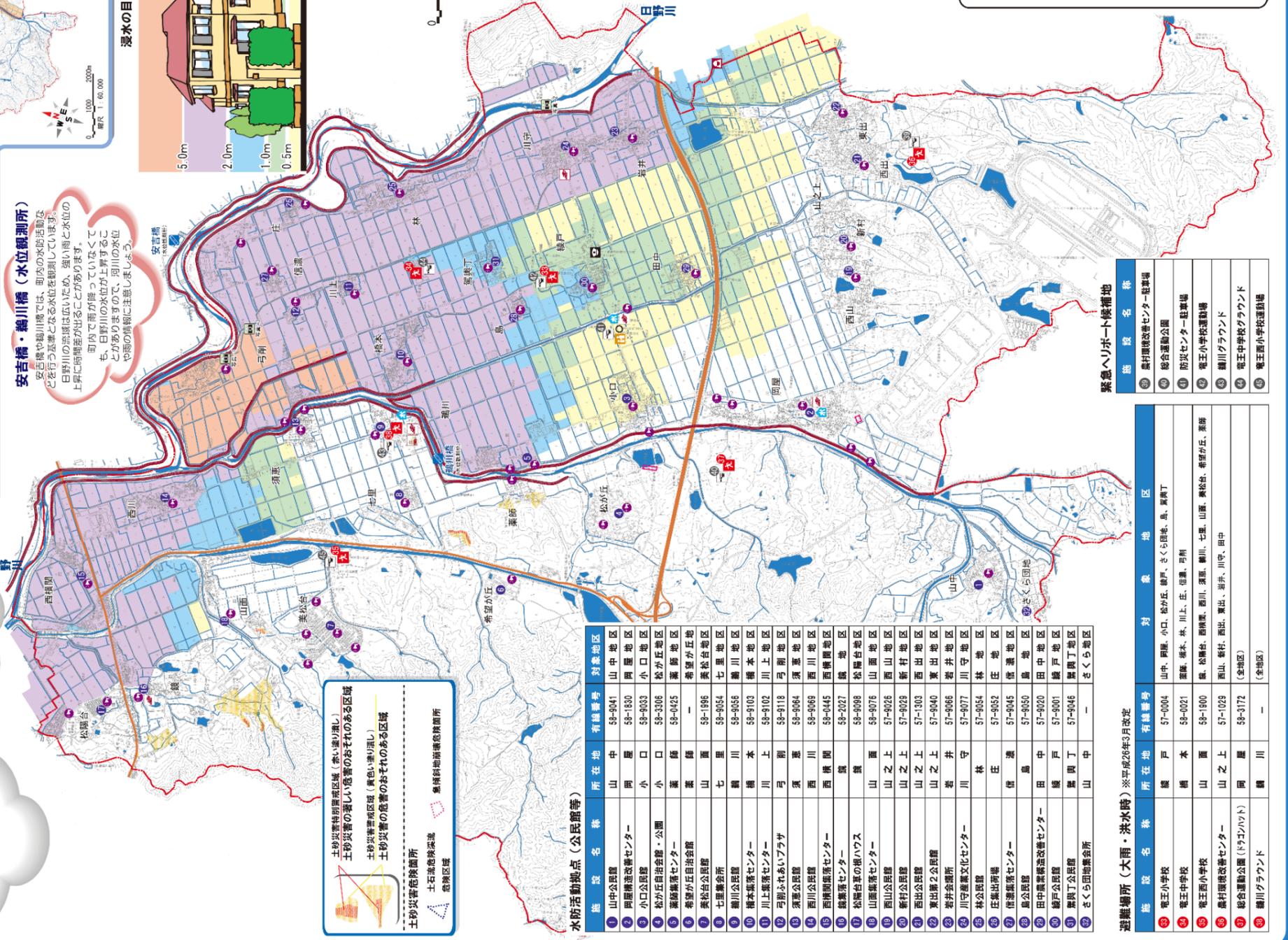
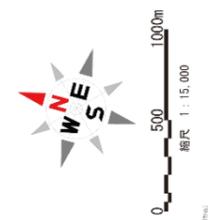
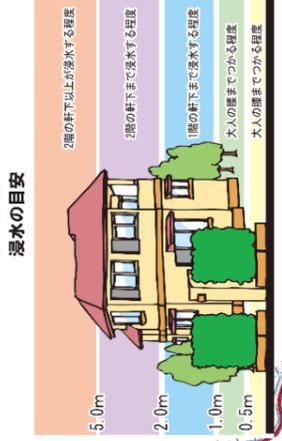


日野川の浸水想定区域は、日野川の浸水想定区域は、シミュレーションによって、日野川が大雨で増水し、堤防が決壊した場合を想定したものです。浸水想定区域以外でも小川や河川のはん濫などにより、浸水することがあります。また、町内を流れる河川の多くは、天井川と成っています。小笠原川でも堤防が決壊したり、崩壊が発生すると氾濫範囲にわたって浸水します。川の近くは、浸水した水の流れるスピードが速く危険です。早めの避難や、川の近くを避けるなどの注意が必要です。

土砂災害警戒区域等は、土砂災害（高傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれがある場所の地形や土地利用状況などを調査員が調査し、その結果に基づいて指定された警戒区域の確かなと、日頃からの備えや準備に役立ててください。

安吉橋・繪川橋（水位観測所）

安吉橋や繪川橋では、町内の水防活動などを進め、浸水被害を軽減しています。日野川の浸水は広い範囲、強い雨と水位の上昇に同時発生することがあります。町内で雨が降っていないにもかかわらず、日野川の水位が上昇する場合がありますので、河川の水位や雨の傾向に注意しましょう。



土砂災害特別警戒区域（赤い線/濁し）
土砂災害の甚しい危険のおそれのある区域
土砂災害警戒区域（黄色い濁り/濁し）
土砂災害の危険のおそれのある区域

土砂災害危険箇所
 土砂災害危険箇所
 土砂災害危険箇所

施設名称	所在地	有線番号	対象地区
1 山中公民館	山中地区	58-9041	山中地区
2 阿瀬川建設センター	阿瀬川地区	58-1830	阿瀬川地区
3 小口公民館	小口地区	58-9033	小口地区
4 松が丘自治会館・公園	松が丘地区	58-3306	松が丘地区
5 須藤公民館	須藤地区	58-0425	須藤地区
6 希望が丘自治会館	希望が丘地区	58-1986	希望が丘地区
7 七里集会所	七里地区	58-9054	七里地区
8 繪川公民館	繪川地区	58-9036	繪川地区
9 橋本集会所	橋本地区	58-9103	橋本地区
10 川上集会所	川上地区	58-9102	川上地区
11 弓削ふれあいプラザ	弓削地区	58-9118	弓削地区
12 須藤公民館	須藤地区	58-9064	須藤地区
13 西川公民館	西川地区	58-9069	西川地区
14 西橋間集会所	西橋間地区	58-0445	西橋間地区
15 繪川センター	繪川地区	58-2027	繪川地区
16 松野台集会所	松野台地区	58-9088	松野台地区
17 山面集会所	山面地区	58-9076	山面地区
18 山之上公民館	山之上地区	57-9026	山之上地区
19 新井公民館	新井地区	57-9023	新井地区
20 西出公民館	西出地区	57-1303	西出地区
21 東出第2公民館	東出地区	57-9040	東出地区
22 岩井集会所	岩井地区	57-9066	岩井地区
23 川守集会所	川守地区	57-9077	川守地区
24 林公民館	林地区	57-9034	林地区
25 庄集会所	庄地区	57-9052	庄地区
26 信濃集会所	信濃地区	57-9045	信濃地区
27 島公民館	島地区	57-9030	島地区
28 田中集会所	田中地区	57-9020	田中地区
29 繪川公民館	繪川地区	57-9001	繪川地区
30 藤田公民館	藤田地区	57-9046	藤田地区
31 さくら公民館	さくら地区	—	さくら地区

緊急ヘリポート候補地

施設名称	対象地区
1 農林建設センター駐車場	山中、阿瀬川、小口、松が丘、繪川、さくら地区、島、阿瀬川
2 総合運動公園	須藤、橋本、林、川上、庄、信濃、弓削
3 防災センター駐車場	須藤、橋本、林、川上、庄、信濃、弓削
4 竜王小学校運動場	須藤、橋本、林、川上、庄、信濃、弓削
5 繪川グラウンド	須藤、橋本、林、川上、庄、信濃、弓削
6 竜王中学校グラウンド	須藤、橋本、林、川上、庄、信濃、弓削
7 竜王小学校運動場	須藤、橋本、林、川上、庄、信濃、弓削

避難場所（大雨・洪水時）※平成26年3月改定

施設名称	所在地	有線番号	対象地区
1 竜王小学校	繪川	57-0004	山中、阿瀬川、小口、松が丘、繪川、さくら地区、島、阿瀬川
2 竜王中学校	橋本	58-0021	須藤、橋本、林、川上、庄、信濃、弓削
3 竜王西小学校	山面	58-1900	須藤、橋本、林、川上、庄、信濃、弓削
4 農林建設センター	山之上	57-1029	須藤、橋本、林、川上、庄、信濃、弓削
5 総合運動公園（ドコモハット）	阿瀬川	58-3172	須藤、橋本、林、川上、庄、信濃、弓削
6 繪川グラウンド	繪川	—	須藤、橋本、林、川上、庄、信濃、弓削

添付資料6

東近江市国土強靱化計画

- 計画的に文化財建造物の耐震化を図る。
- 文化財を守る行動のとり方等について、継続的に防災訓練・啓発を推進する。
- 計画的に博物館等の老朽化対策や天井、展示ケース、収蔵棚等非構造部材の耐震化を図る。
- 学校給食センターで備蓄している給食用非常食料について、災害時の活用方法を検討する。

(カ) 環境・上下水道

- 災害時の庁舎等公共施設での電気を確保するため、自立・分散型エネルギーの導入を推進する。
- 災害時の家庭での電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入の普及啓発を図る。
- 災害時の家庭での電気を確保するため、自立・分散型エネルギーの導入を推進する。
- し尿収集運搬に関する協定の締結を推進する。
- 災害時における浄化槽の被災状況についての報告・連絡体制を構築するため、県と連携し、浄化槽管理システムの整備を推進する。
- 浄化槽に関する法定検査を徹底するとともに、合併処理浄化槽への転換を含めた浄化槽整備による個別分散型処理システムの構築を推進する。
- 倒壊工場等からの有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、県と連携し、適正管理の啓発や調査・モニタリング等の対策を推進する。
- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、(仮称)布引の森の整備を推進する。
- 災害廃棄物発生量の推計、仮置場、選別・処理方法等を定めた災害廃棄物処理計画を策定する。
- 災害廃棄物処理の広域連携体制の構築を推進する。
- 一般廃棄物処理業許可業者等と災害廃棄物処理等の協力に関する協定締結を推進する。
- 災害廃棄物処理計画に基づき必要となる設備・機能を備えた廃棄物処理施設の整備を推進する。
- 災害時の事業所での電気を確保するため、自立・分散型エネルギーの導入を商工会議所及び商工会等と連携し推進する。
- アスベスト使用建築物が損壊・破損することにより、アスベストの飛散・暴露等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、アスベスト使用建築物の所在情報を把握し、アスベスト含有分析・除去の啓発や調査・モニタリング等の対策を推進する。
- 緊急輸送路や避難路等に埋設してある公共下水道の幹線管渠が被災した場合、交通機能への障害を招くため、耐震診断等を行い老朽化対策・耐震化を図る。
- 下水道の効率的な地震対策を推進するため、下水道施設の被害想定マップを策定する。
- 防災拠点や避難所において緊急時のトイレを確保するため、マンホールトイレの整備を推進する。
- 存続する農業集落排水処理施設について機能診断を実施し、これに基づく計画的な老朽化対策・耐震化を図る。

東近江市国土強靱化計画別紙 2

東近江市国土強靱化計画関係府省庁所管交付金・補助金を活用する主な推進方針一覧

【環境省】

推進方針	補助金・交付金
○浄化槽に関する法定検査を徹底するとともに、合併処理浄化槽への転換を含めた浄化槽整備による個別分散型処理システムの構築を推進する。 等	循環型社会形成推進交付金 (浄化槽分) 等
○災害時の庁舎等公共施設での電気を確保するため、自立・分散型エネルギーの導入を推進する。 ○基幹的な役割を果たす避難所において、自家用発電機や太陽光発電及び蓄電池の整備など、災害時における電力確保のための整備を行う。 ○卸売市場における生鮮食料品等の安定供給機能を維持するため、停電時の電源確保等の対策を図る。 ○道の駅において自立・分散型エネルギーの導入など防災機能の強化を推進する。 等	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業) 等
○災害廃棄物処理計画に基づき必要となる設備・機能を備えた廃棄物処理施設の整備を推進する。 等	循環型社会形成推進交付金 (廃棄物処理施設分) 廃棄物処理施設整備交付金 等